

平成 29 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 29 年 8 月 29 日 (火)

13 : 30 ~ 15 : 00

場 所 : アイーナ 会議室 501

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 29 年 2 月 14 日 ~ 平成 29 年 8 月 28 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 気仙郡住田町世田米字大平地内の土石の採掘 (石灰岩) に係る林地開発許可について

【資料 NO 2】

(2) 下閉伊郡山田町豊間根第 11 地割地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について

【資料 NO 3】

5 閉 会

平成 29 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 佐藤 礼子 川村 冬子 郷右近 勤 猪内 次郎	
有識者	富士大学 学 長	岡田 秀二	欠席
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 査	阿部 義樹 漆原 隆一 田屋 了 佐々木 敏明 土野 恵美子 石 亀 竜太 石 橋 宣昭 白藤 清伸	
大船渡農林振興センター 宮古農林振興センター林務 室	森林保全課長 主任行政専門員 森林保全課長 林道整備総括主査	萩谷 義久 松田 一彦 菊池 伸裕 花田 茂彦	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 29 年 2 月 14 日～平成 29 年 8 月 28 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 29 年 8 月 29 日

1 森林審議会の意見聴取を要しない案件について

前回報告した森林審議会林地保全部会（平成 29 年 2 月 14 日開催）以降の 10 ヘクタール未満の林地開発行為に係る許可状況は、工場・事業場の設置 4 件、17.7850 ヘクタール、農地 1 件、1.7464 ヘクタールで合計 5 件、19.5314 ヘクタールとなっている。

10 ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

（平成 29 年 2 月 14 日から平成 29 年 8 月 28 日まで）

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場・事業場の設置	4	17.7850	
農地（草地）	1	1.7464	
合 計	5	19.5314	

【 審 議 事 項 】

気仙郡住田町世田米字大平地内の土石の採掘(石灰岩)に係る
林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 29 年 8 月 29 日

1 申請概要

申請者	住所氏名	大船渡市日頃市町字石橋 16 番地 1 龍振鋳業株式会社
申請場所	気仙郡住田町世田米字大平 33 番 1 ほか 23 筆	
申請の目的	土石の採掘(石灰岩)	
計画期間	平成 15 年 7 月 28 日から平成 35 年 3 月 31 日	
申請面積	96.7661 ヘクタール (事業区域面積 167.7489 ヘクタール)	

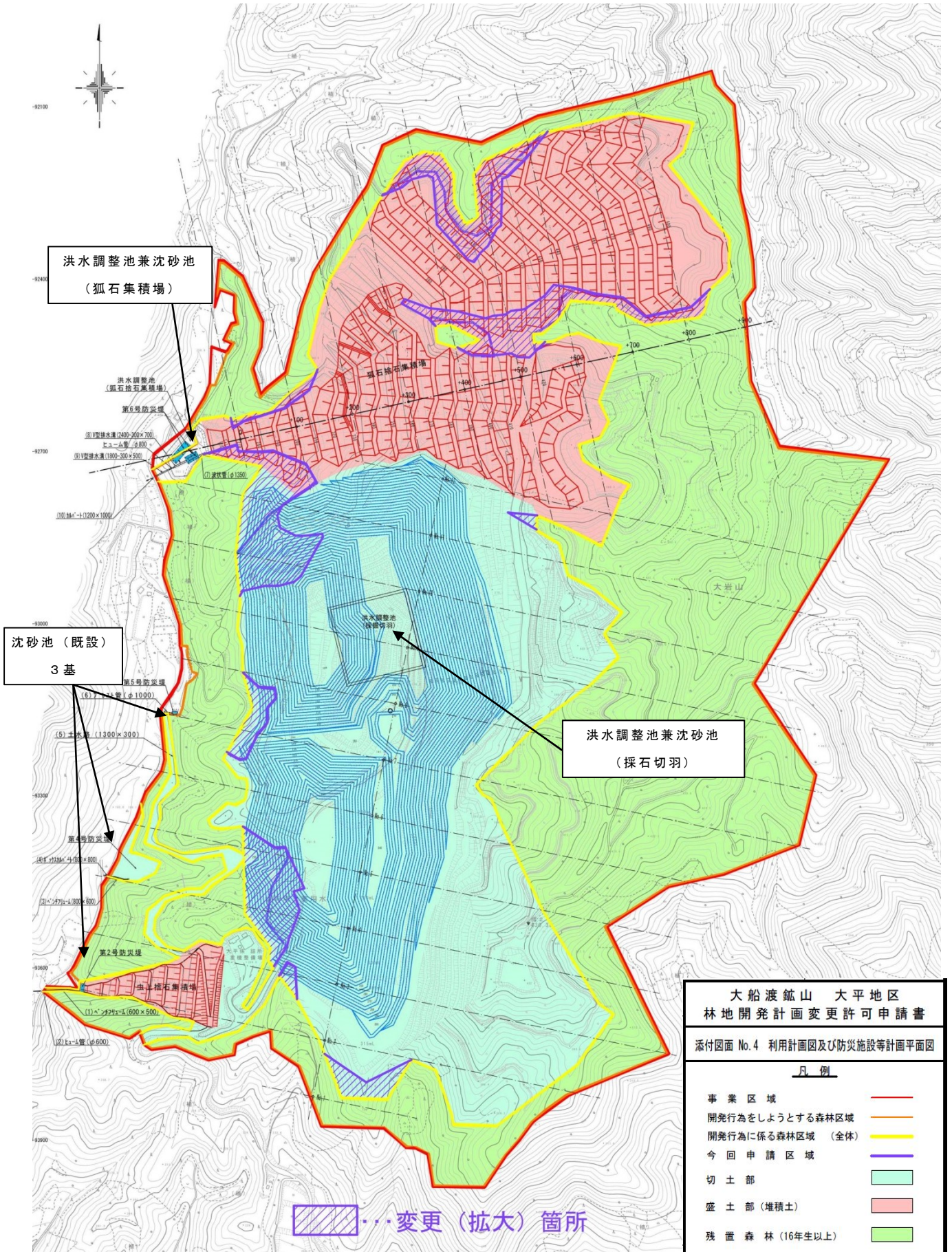
2 申請地の状況

位置	住田町役場の北北東約 2 km に位置
標高、傾斜	標高 175～570m、傾斜 25～30 度
周辺の主な施設及び状況	・西側は町道小口洞和田野線が隣接している。 ・事業区域より 500m 以内に民家はない。
周辺の自然・地物の状況	・事業区域の西側には狐石沢が流れ、2.9km 下流で気仙川に合流している。 ・事業区域の周囲の大部分は森林となっている。
林況	拡大区域の林況は広葉樹 (33～48 年) が大部分を占めており、一部、スギ (23～38 年) も含まれている。

3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘 (石灰岩) を行うもの。					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5 条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可	167.7489	91.8913	75.2449	167.1362	0.6127
	今回変更	0	4.8748	-4.8748	0	0
	合計	167.7489	96.7661	70.3701	167.1362	0.6127
	※ 変更による林地開発面積－平成 15 年度森林審議会林地保全部会の開発面積 ＝96.7661ha－87.6999ha ＝9.0662ha の増					
主な工種	土工	切土 26,765 千 m ³ 、残土 4,528 千 m ³				
	排水施設工	U 型溝 10,537m ほか				
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 2 基、沈砂池 3 基				

利用計画図



大船渡鉱山 大平地区
林地開発計画変更許可申請書

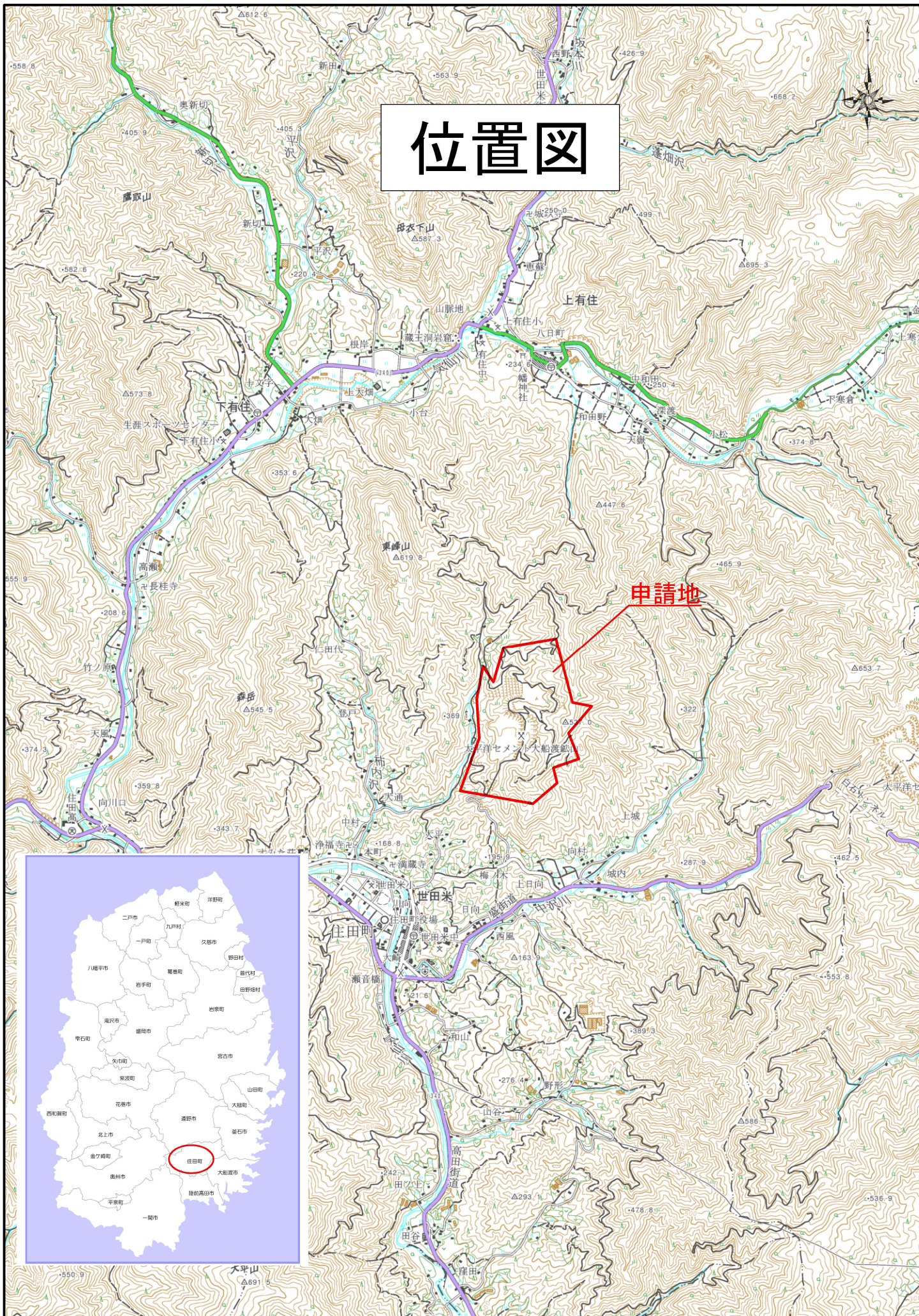
添付図面 No. 4 利用計画図及び防災施設等計画平面図

凡例

事業区域	—
開発行為をしようとする森林区域	—
開発行為に係る森林区域 (全体)	—
今回申請区域	—
切土部	■
盛土部 (堆積土)	■
残置森林 (16年生以上)	■

S=1/3,000 | 平成29年5月

位置図



申請地

5 開発計画及び審査結果

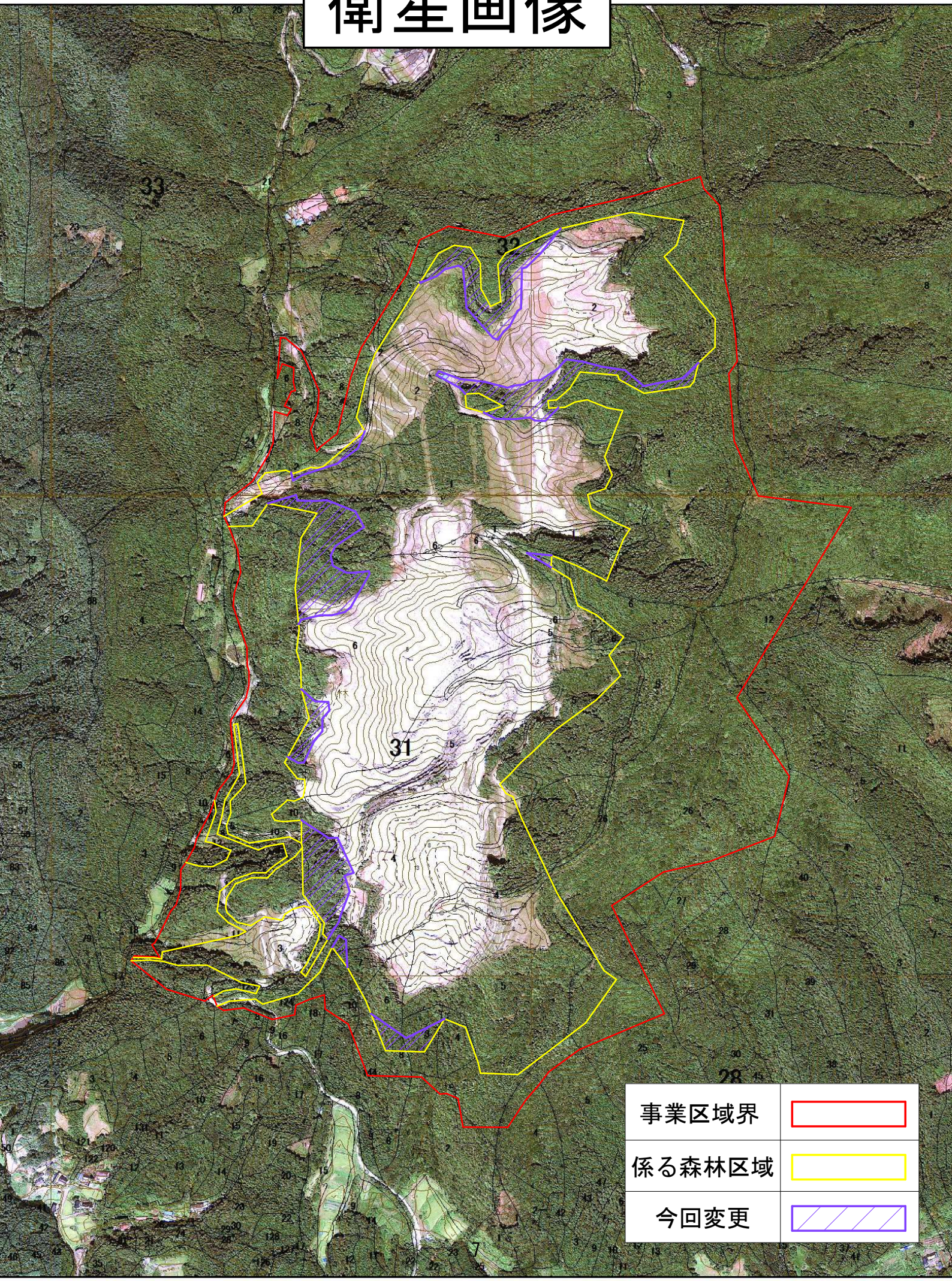
審査基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 1 : 0.5～1.0（石灰岩） ・高さ5～10m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・切土勾配70°（1 : 1.2）以下 ・高さ10m毎に幅5.0mの小段を設置	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1 : 1.5 高さ5～10m 1 : 1.8 （砂質土及び粘性土） ・高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置	※盛土なし ・捨土勾配1 : 2.5 ・高さ10m毎に幅5.0～8.0mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じる	・切取法面は必要に応じて種子吹付け。 ・捨土法面は張芝、種子吹付け及び植栽工による緑化を行う。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基及び沈砂池3基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池2基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させうえて、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池2基及び沈砂池3基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の 保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽 法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	・開発地の周辺に30m幅の残置森林、造成森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、小段等平坦部に客土の上、ケヤキ、ミズナラ等を3.0m間隔で植栽し、早期に森林へと復旧する計画	○
(5) 一般的 事項	【土地利用の権利等】 開発行為に係る森林について実施の妨げとなる権利を有する者の同意	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林の9割以上を所有し、他の森林については賃貸借契約を締結。	○
	開発行為に係る森林以外の土地について実施の妨げとなる権利を有する者の同意	・気仙川漁業協同組合から同意書を取得済。 ・隣接土地所有者から同意書を取得済。	
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	全体の事業費は394,768千円を見込んでおり、自己資金及び事業の売り上げにより賄う計画となっている。	○
	【その他】 住田町と公害防止協定書締結済み。（残置森林等の維持管理については、住田町提出の隣接同意書で同意条件として記載）		○



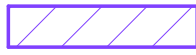
以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

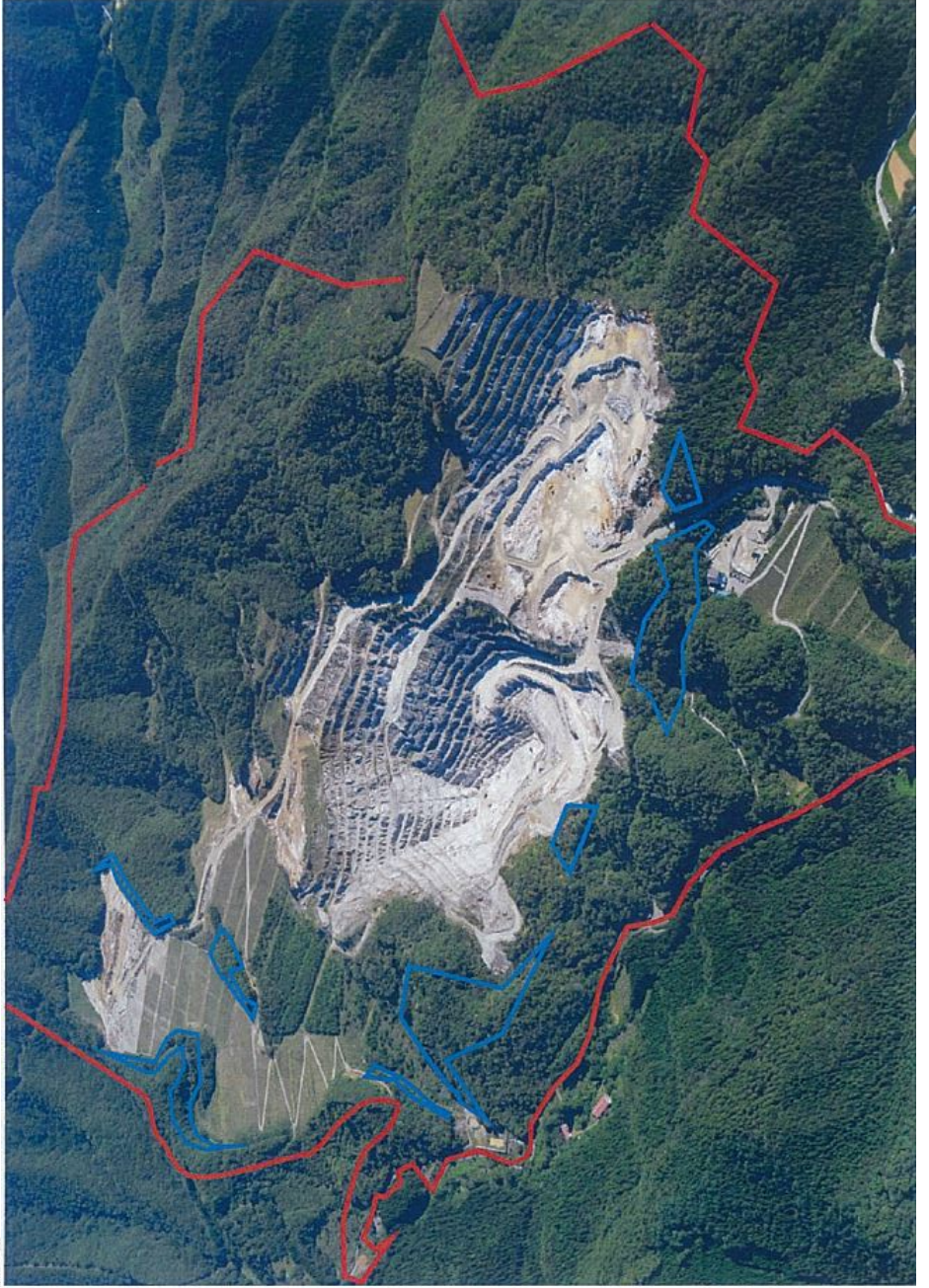
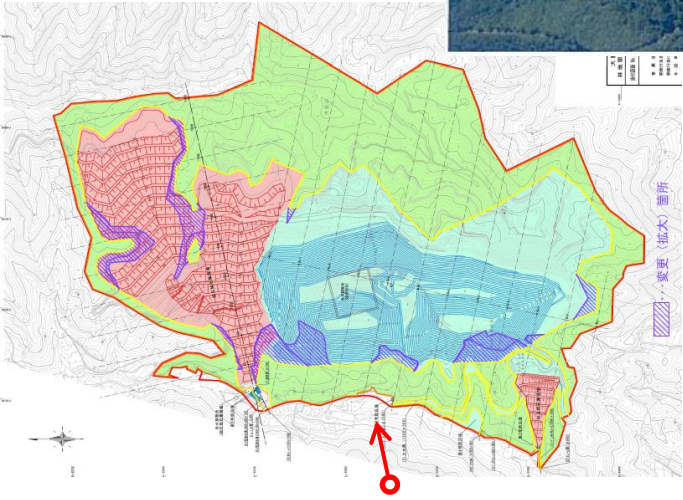
意見聴取先	開発規制法等	意見
住田町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし。
	開発協定等との関連	特になし。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。
	地域住民の意向との関連	特になし。
	その他	掘削作業等により、新たに埋蔵文化財を発見した場合は、それ以上現状を変更せず、速やかに町教育委員会まで連絡願います。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 参考事項 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、契約に係る土地の所在する市町村です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講ずること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。ただし、事業中に遺跡を発見した場合は、直ちに地元住田町教育委員会に連絡し、その指示を受けてください。
沿岸広域 振興局 農林部	農地法 農業振興地域整備の整備に関する法律	当該申請地は、「登記地目」、現況とも「農地」ではないことから、同法は該当しない。 当該申請地について同法は該当しない。
沿岸広域 振興局 土木部	建築基準法	建物等（工作物含む）を建設する場合は、建築基準法等関係法令を遵守すること。（建築指導課）
沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部	採石法（第33条）	岩石（花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、賛成白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石）及びその風化物を採取する場合は第33条の申請が必要である。
	砂利採取法 （第3条、第16条）	砂利（砂及び玉石を含む）の採取をする場合は第3条の登録をしたうえで、第16条の申請が必要である。

衛星画像

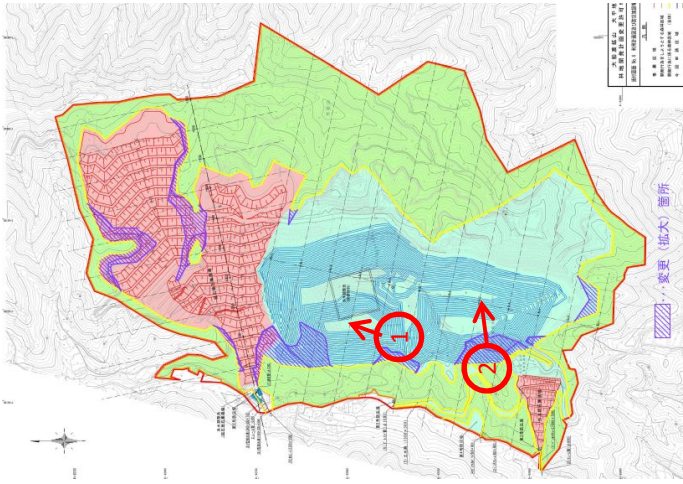


事業区域界	
係る森林区域	
今回変更	

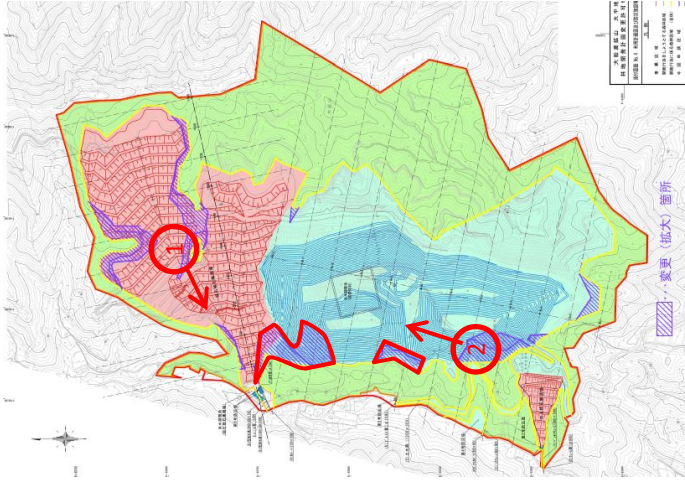
現況写真



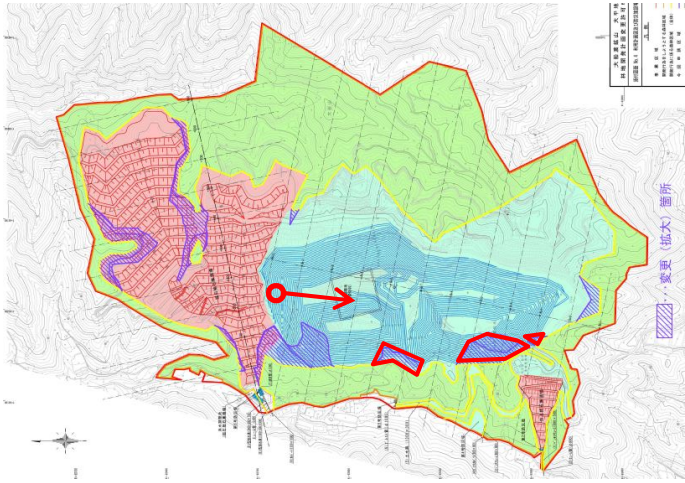
現況写真



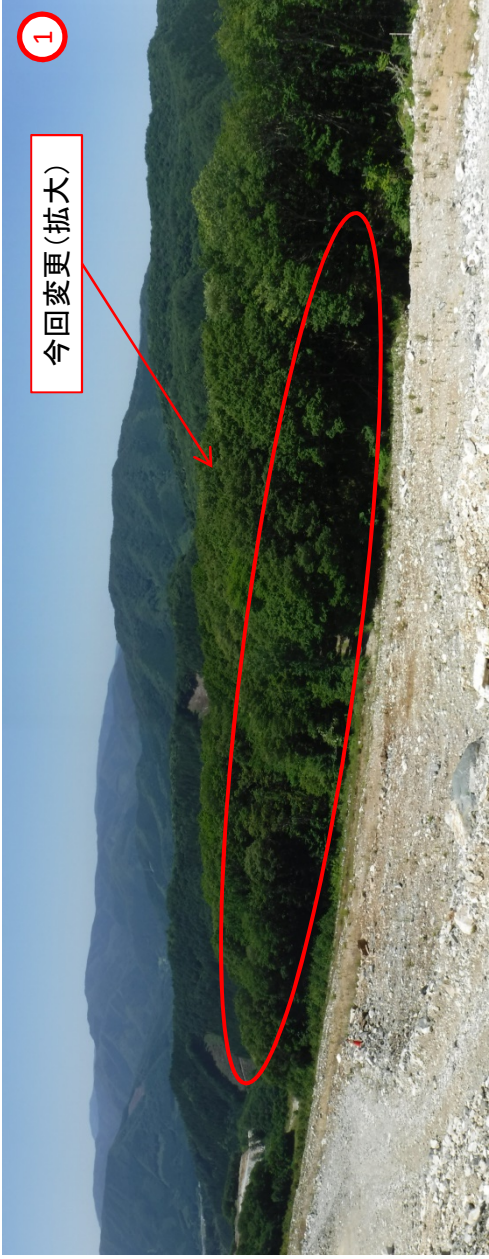
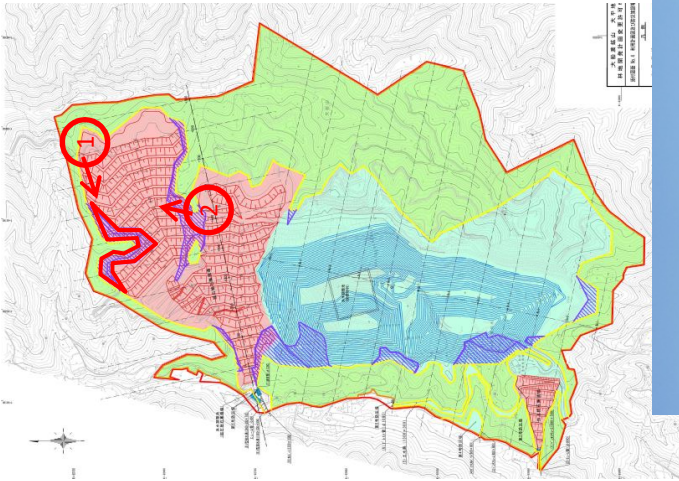
現況写真



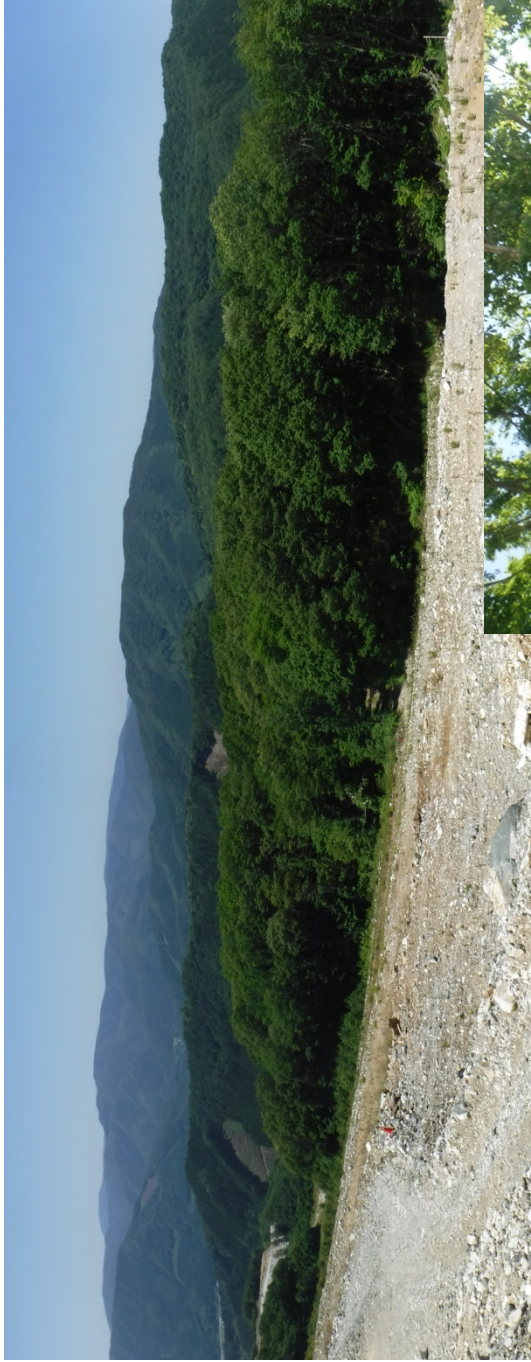
現況写真



現況写真

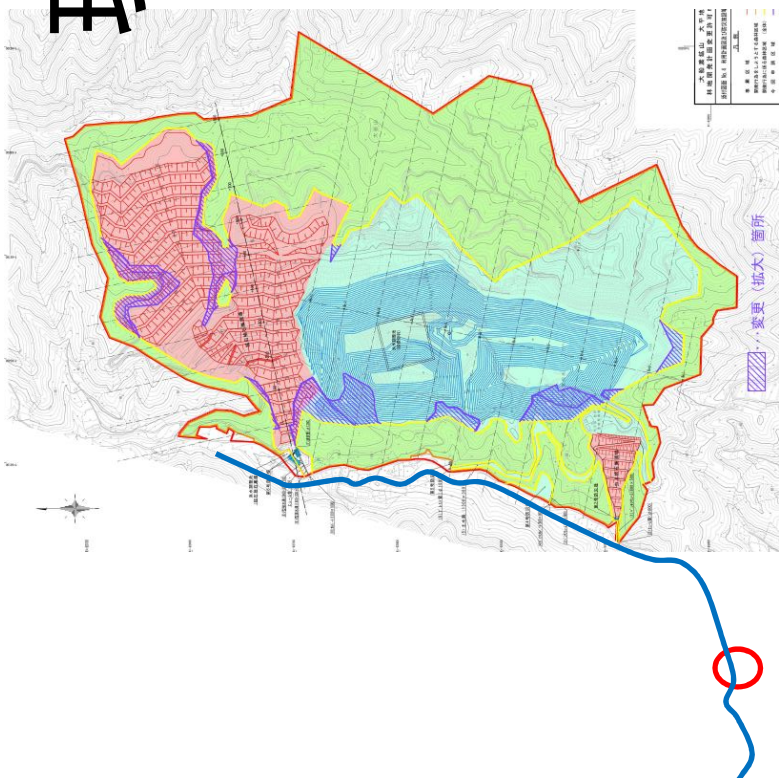


現況写真(残置森林)



広葉樹

現況写真(流末状況)



【 審 議 事 項 】

下閉伊郡山田町豊間根第 11 地割地内の
工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 29 年 8 月 29 日

1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 28 番 4 号 エコプレクス山田プロジェクト株式会社
申請場所	下閉伊郡山田町豊間根第 11 地割 47 番 12 ほか 1 筆	
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から平成 31 年 9 月 30 日	
申請面積	50.1041 ヘクタール（事業区域面積 59.2287 ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	山田町役場の北西約 3 km に位置
標高、傾斜	標高 230～300m、傾斜 10～26 度（平均 10 度）
周辺の主な施設及び状況	・西側は町道豊間根・関口線が近接している。 ・事業区域に隣接する範囲に宅地及び農地はない。
周辺の自然・地物の状況	・事業区域内に 3 本の沢が流れており、すべて事業区の西側に位置する準用河川田名部川に流れ込んでいる。 ・事業区域の周囲は森林となっている。
林況	申請地の林況は広葉樹（48 年）61%、アカマツ（36 年）13%、スギ（36 年）10%、カラマツ（36 年）4%、伐採跡地 12%

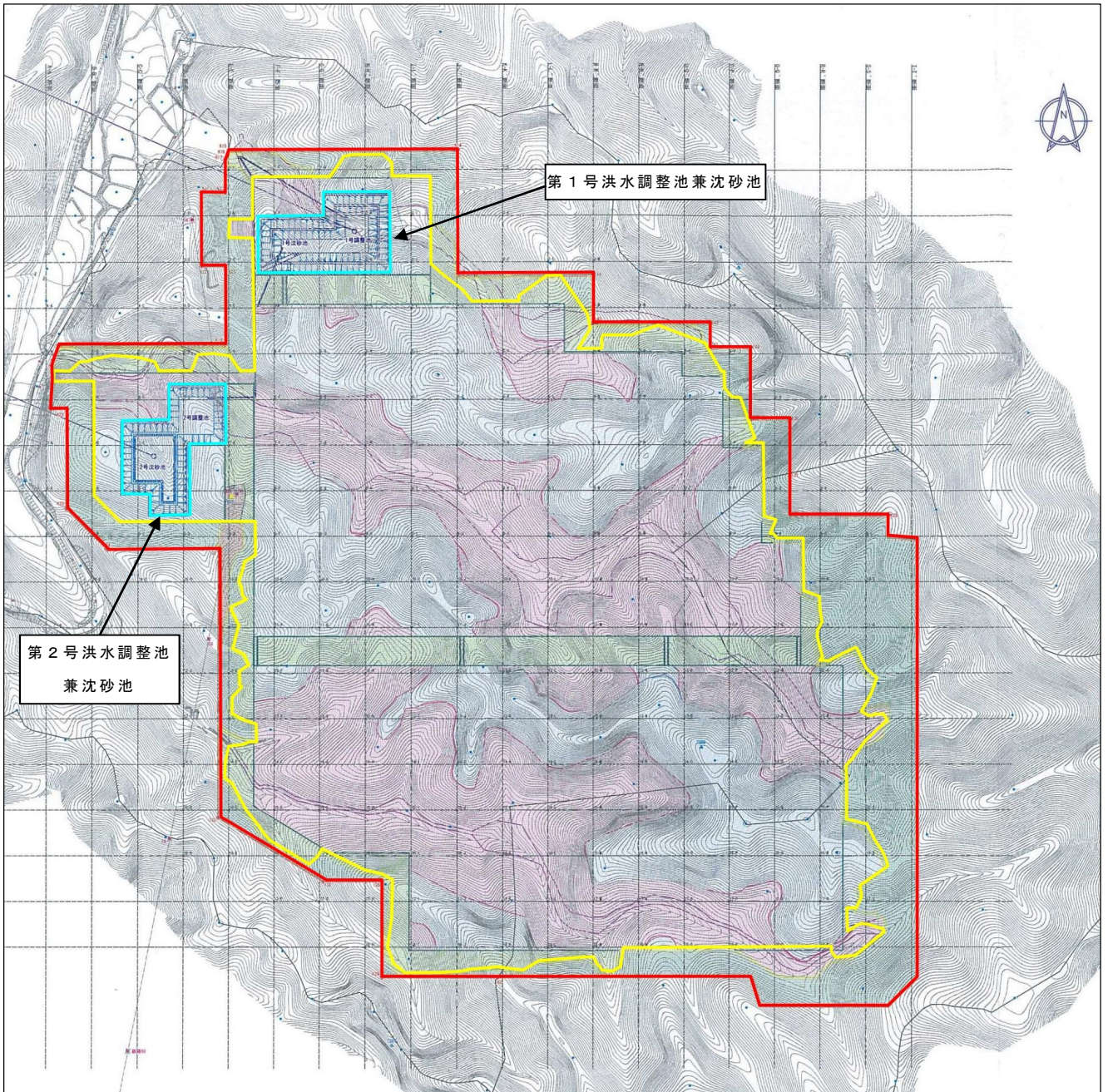
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設（メガソーラー施設）の建設を目的として、工場・事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				その他の面積
	事業区域面積	森 林 面 積 の 内 訳			(5 条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
	59.2287	50.1041	9.1246	59.2287	—
主な工種	土工	切土 2,233 千 m ³ 、盛土 2,225 千 m ³ 、残土 8,818 m ³			
	排水施設工	U 型溝 5,475 m、ポリエチレン管 168 m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 2 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	25MW（1 MW=1000KW）
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 kWh 当たり税抜 36 円で電気事業者（東北電力（株））に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：平成 31 年 12 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 26 年 3 月 28 日 （変更認可：平成 26 年 11 月 10 日） 東北電力（株）から系統連系承諾書を受領 平成 27 年 2 月 19 日 東北電力（株）と工事負担金契約を締結 平成 28 年 2 月 17 日 </div>

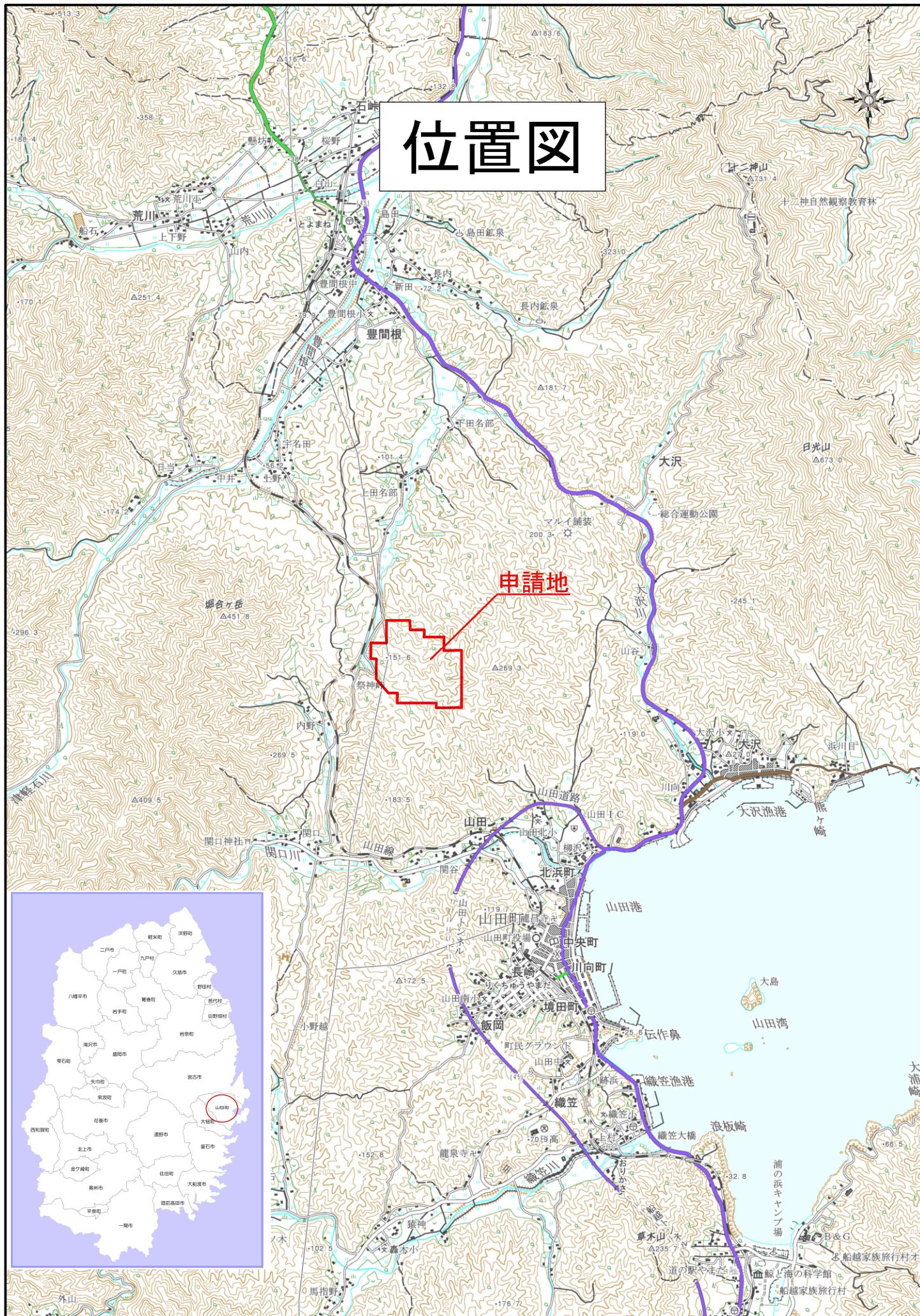
利用計画図



内訳

記号	備考
— 事業区域界	
— 開発行為をしようとする森林界	
— 開発行為に係る森林界	
— 残置森林(16年生以上)	
— 残置森林(16年生未満)	
— 造成森林	
— 切土	
— 盛土	
— 緑地	

位置図



申請地



5 開発計画及び審査結果

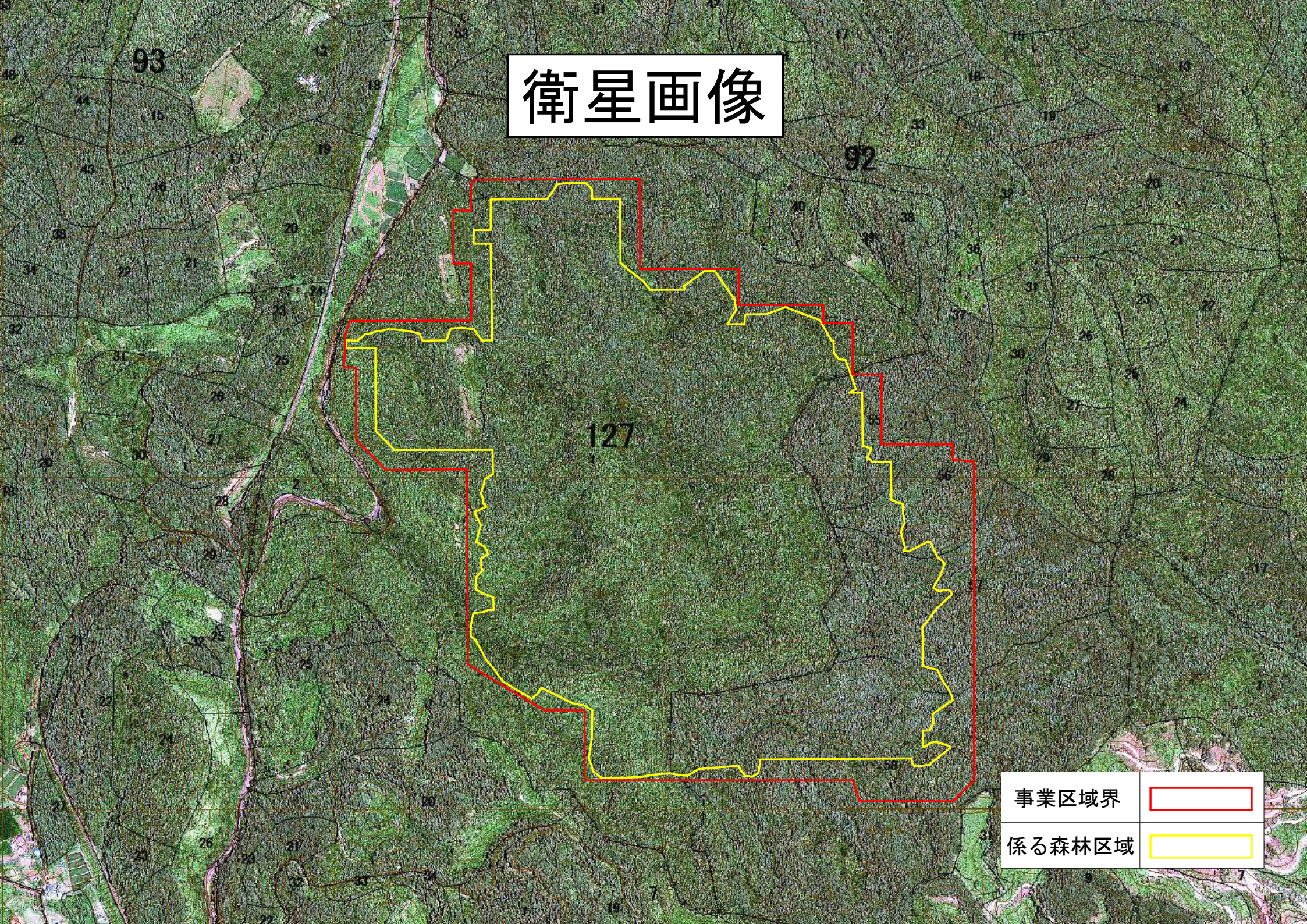
審査基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 高さ5m以下 1:0.8~1.0 高さ5~10m 1:1.0~1.2 （砂質土及び粘性土） ・高さ5~10m毎に幅1.0m以上の小段を 設置	・切土勾配1:2.0 ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1:1.5 高さ5~10m 1:1.8 （砂質土及び粘性土） ・高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・盛土勾配1:2.0 ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれ がある場合は、法面保護の措置を講じる	種子散布による法面保護を行う	
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上 の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率 で想定される雨量の1.2倍以上の流下 能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の 貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基の全てにつ いて、流出する土砂の1.2倍以上の土 砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超え る貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基の全てにつ いて、「必要調整容量<設置容量」と なる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたく うで、上澄みのみを流下させるため、有効 水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池2基の全てにつ いて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の 保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 27.3% (>25%)	○
	開発面積が20ha以上の場合、原則と して周辺部に幅おおむね30m以上の残置森 林または造成森林を配置	・開発地の周辺に30m幅の残置森林、 造成森林を配置 ・造成森林は、樹高1m以上のアカマ ツを2,000本/ha植栽	
	【開発行為に係る1箇所当たりの面積】 おおむね20ha以下とする。	開発行為に係る1箇所当たりの面積 20ha以下	○
(5) 一般的 事項	【土地利用の権利等】 開発行為に係る森林について実施の妨げ となる権利を有する者の同意 開発行為に係る森林以外の土地について 実施の妨げとなる権利を有する者の同意	開発行為に係る森林、残置森林、造成 森林のすべてが自社有地 ・津軽石さけ繁殖保護組合及び宮古漁 業協同組合から同意書を取得済。	○
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	全体の事業費は68億円を見込んでお り、全額プロジェクトファイナンスに より賄う計画として、当該費用に係る 融資意向表明書を受領している。 なお、事業費のうち林地開発（土地造 成）費用は、19億5千万円を見込んで いる。	○
	【その他】 山田町と公害防止協定書締結済み。（残置森林等の維持管理についても条文に 含まれている。）		○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

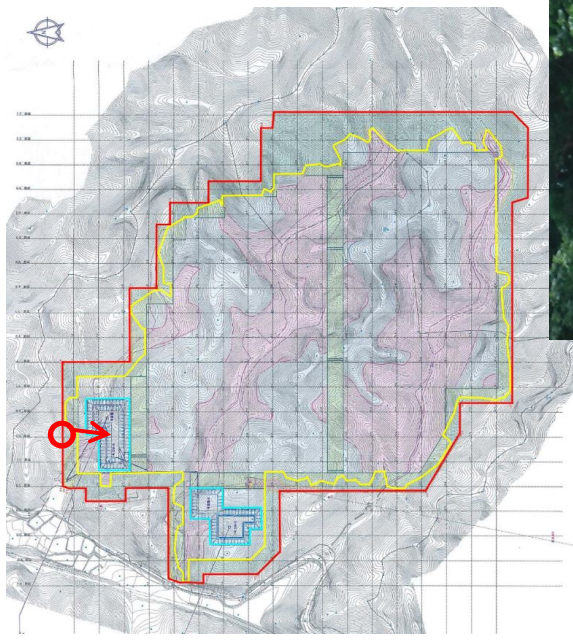
意見聴取先	開発規制法等	意見
山田町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	なし
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
	その他	なし
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 参考事項 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、契約に係る土地の所在する市町村です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在していますが、平成28年度に山田町教育委員会が当該地の発掘調査を行い、終了しています。
沿岸広域 振興局 農林部	農地法 農業振興地域整備の整備に関する法律	当該申請地について同法は該当しない。 当該申請地について同法は該当しない。
沿岸広域 振興局 土木部 大船渡土木 センター	景観法 建築基準法	景観法第16条（景観計画区域内における行為）の届出が必要です。（土地の形質の変更） 発電施設その他について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に該当する場合は、同法第6条第1項の規定による確認申請が必要になります。 具体的な内容は、あらかじめ所管する特定行政庁の建築主事、又は指定確認検査機関に相談してください。
沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部 宮古保健 福祉環境 センター	土壌汚染対策法 岩手県希少動植物の保護に関する条例	一定規模以上（3,000㎡）以上の土地の形質変更に該当するため、届出を受理済であるが、計画に変更が生じた場合は、当該土地の形質変更に着手する30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出書を提出する必要があること。 行為予定地周辺では、希少な動植物は確認されていないが、事業実施時には周辺環境に影響がないよう配慮願いたいこと。

衛星画像



事業区域界	
係る森林区域	

現況写真



現況写真(残置森林)



広葉樹

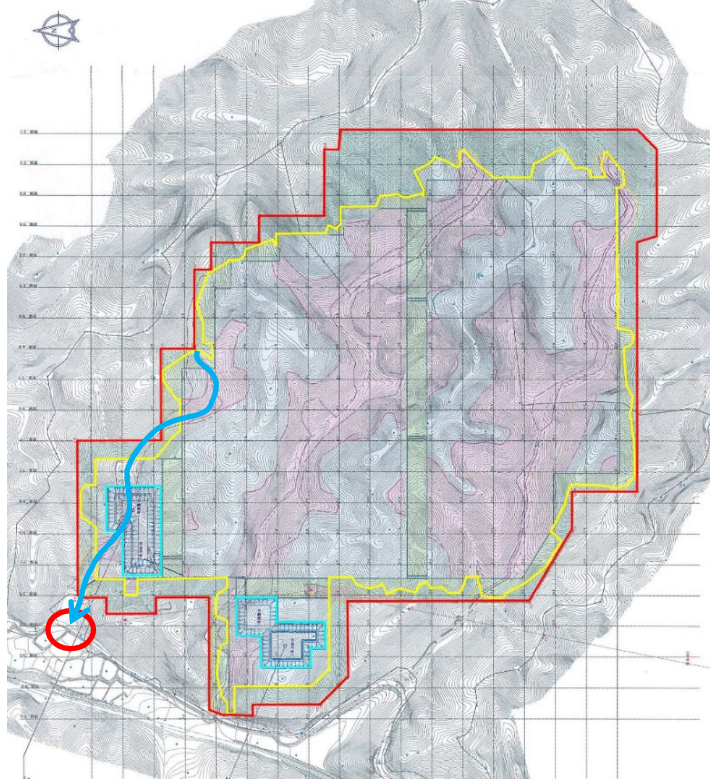


アカマツ

現況写真(残置森林)



現況写真 (流末状況)



※BOXカルバート1000×1000に改修

林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）

② 鉱物の採掘

③ 宅地の造成

④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

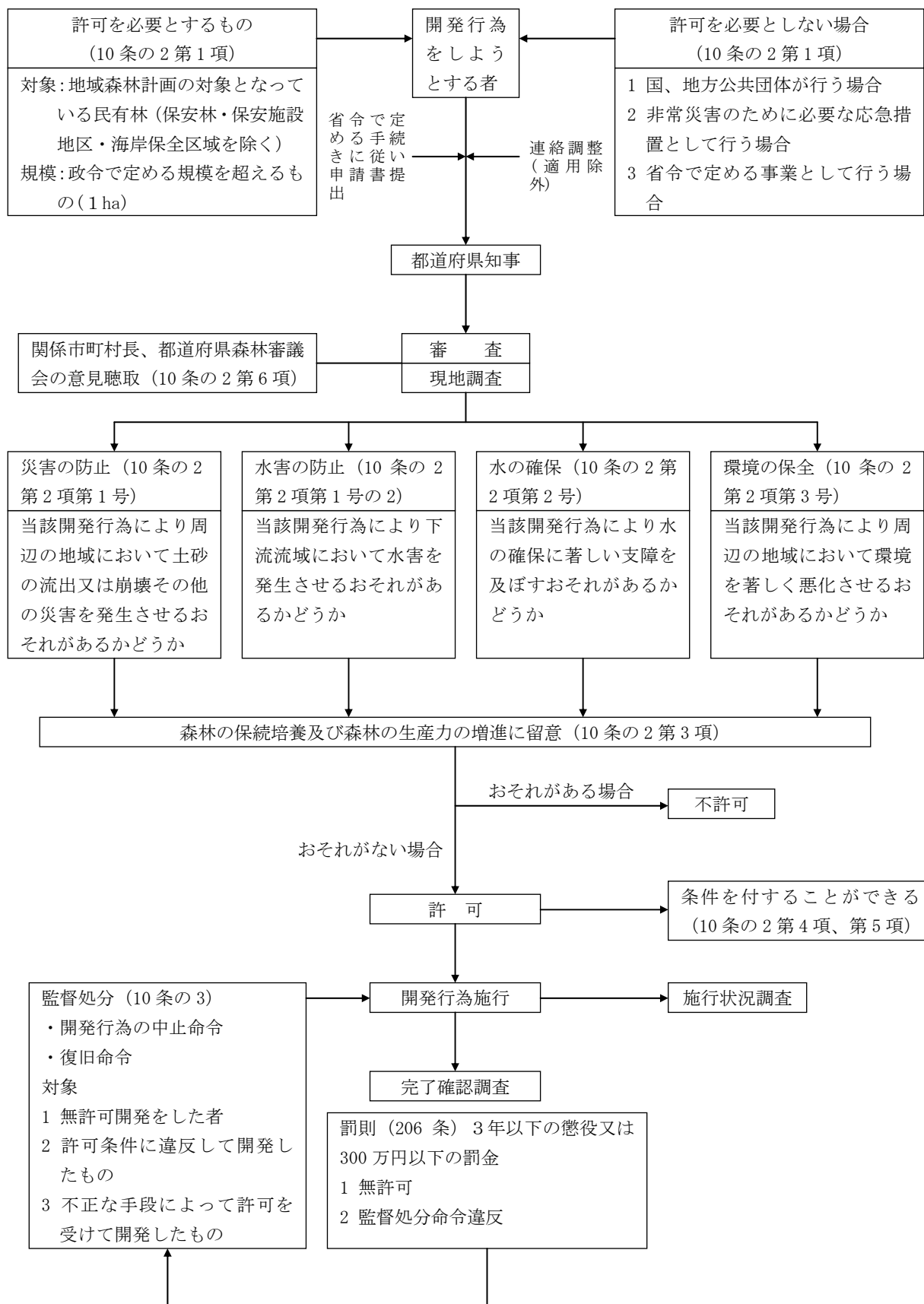
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

【参考 1】林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)

(平成14年6月12日森第290号)

(平成15年2月24日森第1270号)

(平成16年3月30日森第1618号)

(平成27年2月17日森保第1416号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第4号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。

この規程は、平成14年6月12日から施行する。

この規定は、平成15年2月24日から施行する。

この規定は、平成16年3月30日から施行する。

この規定は、平成27年2月17日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの